

調布市社会教育計画

素案の案

(令和5年度～令和●●年度)

～すべての市民の学びが 笑顔あふれる 社会を築く～

令和5年3月（予定）

調布市教育委員会

まえがき

調布市における社会教育は、これまで市民の自主的な参加を得て、学習環境の整備、学習機会を提供してまいりました。社会情勢がめまぐるしく変化する中で、いま、より豊かで充実した生活を送るために市民と一緒につくる、地域を担う市民を育てる社会教育の大切さが再認識されています。

また、平成18年12月の教育基本法の改正、平成20年5月の社会教育法の一部改正後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、私たちが改めて地域の「絆」の大切さを見直す契機となりました。

第6期の中教審生涯学習分科会においては、社会教育行政のあり方が改めて議論され、再構築が求められている状況にあります。

調布市は、平成17年に市民の積極的な参画を得て、「調布市社会教育計画」を策定し、関係各位の特段のご協力やご支援をいただき、約8年間にわたり、この計画に沿った取組を進めてまいりました。

調布市教育委員会においては、平成22年3月に教育基本法第17条に基づき、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「調布市教育プラン～かかわり・ぬくもり・学び合い～」を定め、今後の10年間を通じて目指すべき教育の姿を示した上で、取り組むべき施策と主要事業を策定し、実現に向け取り組んでおります。

社会教育分野においても新たな課題に適切に対応し、社会教育施設を中心に市民生活や文化を高揚させる学びの拠点としての役割、機能を充実させ、自主的学習活動の支援を行うため、今回、調布市教育プランの趣旨や前計画を踏まえ「調布市社会教育計画」を改定いたしました。

この計画では、調布市の社会教育が今後目指す将来像として
「すべての市民の学びが 笑顔あふれる 社会を築く」
を掲げました。

地域の課題を市民自らが調査、発見する「まちづくりのための学び」を軸として4つの基本となる目標を掲げ、当市が重点的、継続的に取り組むことで市民が主体的に学ぶ機会が増え、地域の「絆」がより深まっていくような、将来の調布を目指していきます。

また、本計画の策定に際しましては、直接市民が策定に携わった前計画の評価・検証や今後の方向性を検討するため、市民への意識調査を行い、当教育委員会から諮問を受けた社会教育委員の皆さんのが1年間をかけて取り組み、わかりやすさや実効性の高い計画とするための工夫をしてまいりました。

おわりに、本計画の策定に当たり、ご指導とご尽力を賜りました社会教育委員の皆さんをはじめ、意識調査にご協力いただきました関係機関・団体の皆さんに心からお礼を申しあげてあいさつといたします。

平成25年3月

調布市教育委員会 教育長 海東 元治

<目 次>

まえがき

第1章 基本的な考え方

1 調布市の社会教育が目指す将来像.....	p.1
2 基本となる理念「3つの原則」と「3つの立場」	p.1
3 計画の全体像.....	p.2
コラム	p.3

第2章 計画の基本となる目標と施策

1 計画策定の前提となる視点.....	p.4
2 計画の基本となる目標.....	p.4
(1)目標設定の基本的視点.....	p.4
(2)4つの基本目標.....	p.4
3 体系図	p.6
4 基本となる施策	
目標 1 子どもを地域で育てる	
1－1 地域での子育て支援.....	p.7
1－2 地域と学校の連携の推進.....	p.8
1－3 青少年の居場所づくり	p.9
1－4 青少年リーダーの育成.....	p.10
目標 2 多様な人々の社会参加を図る学び	
2－1 障害のある人とともに歩む学び.....	p.12
2－2 国際交流につながる学び.....	p.13
2－3 差別や偏見のない社会をつくる学び	p.13
目標 3 学びを通じたまちづくり	
3－1 地域でともに学ぶ機会の提供	p.15
3－2 <u>郷土の歴史・文化を学習する活動の推進</u>	p.16
3－3 団体の自主的な活動の支援	p.17

3－4	地域のボランティア活動につながる学習支援	p.17
3－5	学習を通した市民参画の推進	p.18
目標4 学び合いのネットワークを築く		
4－1	市民参加による社会教育施設の運営	p.20
4－2	社会教育関連施設の整備と活用	p.20
4－3	社会教育関連施設の資料のネットワーク化	p.21
4－4	学習成果を発表する場づくり	p.23
4－5	地域人材のネットワークづくり	p.23

第3章 計画を推進するために

1	目的	p.25
2	期間	p.25
3	範囲と位置づけ	p.25
4	調布市における社会教育	p.27
5	計画策定の経緯（前計画の策定経過を踏まえて）	p.28
6	団体アンケート結果から見た現状と課題	p.30
7	計画策定の方法	p.35
8	進行管理・評価について	p.37

資料編

1	会議記録	p.39
2	ヒアリング調査記録	p.40
3	社会教育委員名簿	p.41
4	社会教育施設一覧	p.42

<本計画書の見方>

○本計画書でいう「前計画」とは、平成17年策定の「調布市社会教育計画」のことを指します。

○「調布市基本構想」、「調布市基本計画（行革プラン2013を含む）」、「調布市教育プラン」及び「調布市生涯学習振興プラン」は、すべての施策に関係しているものと考え、本計画を策定しました。

第1章 基本的な考え方

1 調布市の社会教育が目指す将来像

すべての市民の学びが 笑顔あふれる 社会を築く

すべての市民がいきいきと学び、学びを通じて人の輪、地域の輪が広がるようなまちを目指して、社会教育の環境を整備していきます。地域の課題を見つけ、ともに学び育ち合う社会教育を目標に、市民と行政が将来像を共有し、ともに実現に向けて取り組んでいきます。

2 基本となる理念 「3つの原則」と「3つの立場」

調布市社会教育計画では、社会性・公共性にもとづき、地域を拠点として市民が仲間とともにつながりのなかで取り組むすべての学習活動を社会教育の活動としてとらえ、つぎのような「3つの原則」「3つの立場」を基本理念とします。

3つの原則

第1に、社会教育とは、あらゆる場での市民の学びである。

第2に、社会教育行政の役割は、環境の醸成（市民が学び、活動できる場を保障すること）である。

第3に、社会教育の目的は、市民の学習権を地域社会の責任において保障することである。

3つの立場

第1に、社会教育計画は、市民の参画を前提とする。

第2に、社会教育計画の視点は、当事者（市民）に置かれる。

第3に、社会教育計画の基礎は、地域である。

3 計画の全体像



第2章 計画の基本となる目標と施策

本章では、第1章で述べた調布市の社会教育が目指す将来像を実現していくため、基本理念や以下の計画策定の前提となる視点を踏まえて設定した目標や事業計画を説明します。

1 計画策定の前提となる視点

- 社会情勢の変化に対応した計画とする。
- 実行可能でわかりやすい計画とする。
- 調布市基本構想や調布市教育プランなど上位計画だけでなく、調布市生涯学習振興プランなど他の行政諸計画との整合性を図る。

2 計画の基本となる目標

(1) 目標設定の基本的視点

前計画の取組状況やその評価にあたる団体アンケート結果（概要はP30）や調布市社会教育フォーラム（詳細はP3），各団体へのヒアリング（概要はP36）の結果から、前計画における事業計画などを社会情勢の変化を踏まえながら継続的に実施していく必要があります。

そこで前計画の各章の基本的な視点や考え方を尊重して、以下の4つの基本目標を設定しました。

(2) 4つの基本目標

目標1 子どもを地域で育てる

核家族化や少子化、地域とのつながりの希薄化などを背景として、養育に不安を抱えた親の問題や、発達に遅れや偏りのある子どもの一貫した支援体制の強化等の課題が生じています。このように近年の子どもをめぐる社会情勢が変化している中で、学校との連携をより深めながら、子どもを家庭だけではなく地域で育てる視点がますます重要です。

そこで、子どもたちと地域の人びとが交流することによって、豊かな体験を積み重ねる活動を支援していきます。また、子育て中の親同士が交流できる場をつくり、安心して学び合える環境づくりを推進します。

目標2 多様な人々の社会参加を図る学び

誰もが地域の中でいきいきと生活するために、学びの機会はひらくればなりません。障害のある人や外国籍市民をはじめ、特別な教育的ニーズを持ち、学習機会への参加の制約を受けやすい人々に、主体的に学習できる機会を提供することにより、社会参加の促進を図ることが必要です。

また、差別や偏見のない共生社会を目指して、多様な人々への理解を深め、交流し、豊かな心を育む学習機会を提供していきます。

目標3 学びを通じたまちづくり

地域をとりまく状況はますます多様化・複雑化しています。東日本大震災をきっかけに、改めて地域の「絆」や「つながり」が求められており、市民が協力し合い自らが課題を調査・発見し、主体的に解決していくことが大切です。地域を知り、学ぶことを通じて、つながりや地域を築いていく、市民参加のまちづくりを目指します。

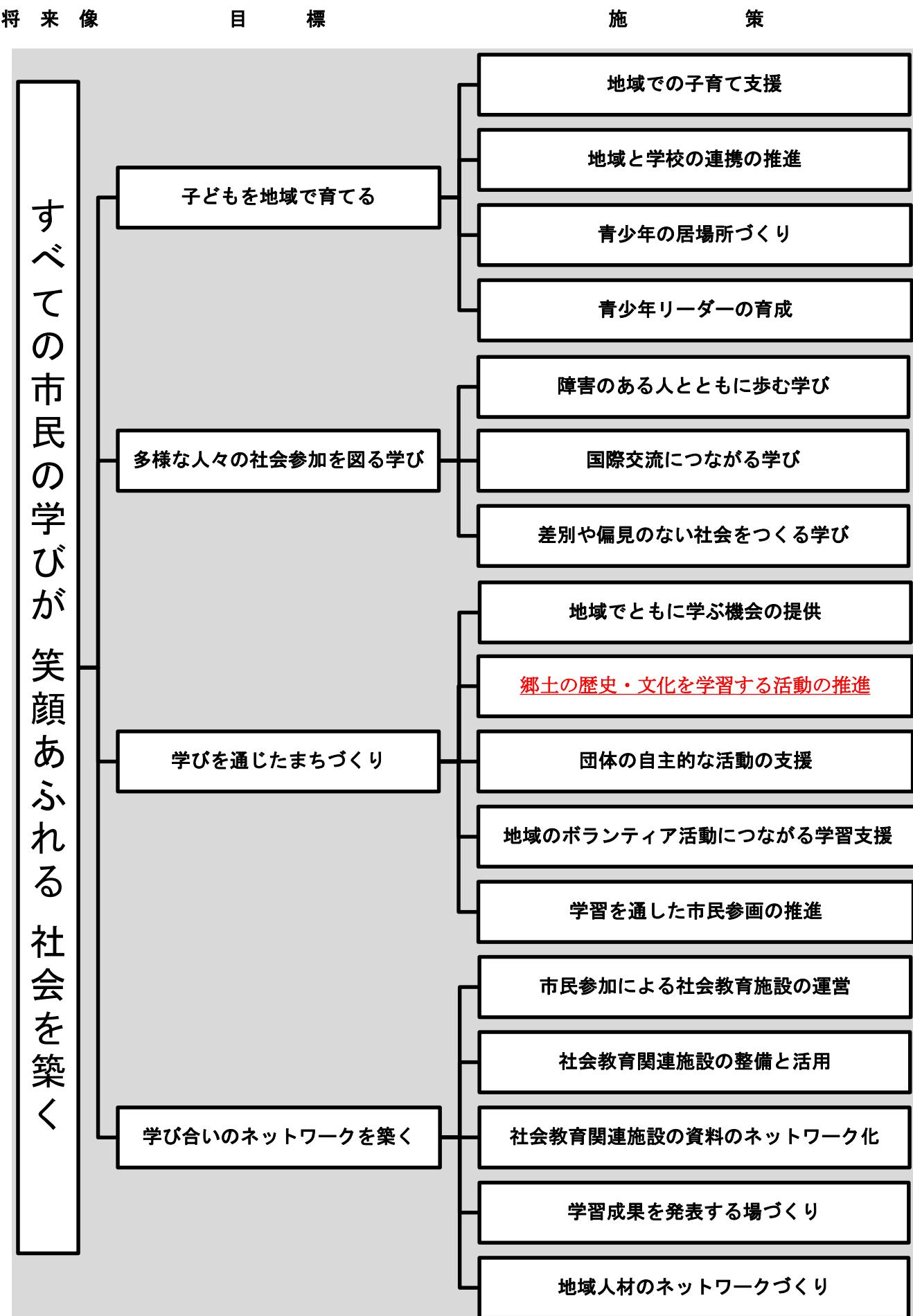
そのために、多様なテーマを地域でともに学び、郷土への愛着を育む機会を作りだすとともに、団体やグループでの自主的に学び合う活動を支援していきます。また、学びを通して培われた経験や知恵を地域に還元できるまちづくりと人材の育成を進めます。

目標4 学び合いのネットワークを築く

地域の社会教育関連施設は、市民が学び合い、交流を深め、学習成果を発表する、地域を担う人づくり・関係づくりの拠点です。地域の学び合いのネットワークを支える場として、誰もが利用しやすいよう環境を整えていく必要があります。

社会教育関連施設の運営は、市民の声を聞き、職員と市民が連携して取り組むことを目指します。また、市の関連する諸計画を踏まえて施設の整備や活用を進めるとともに、施設や資料のネットワーク化を進めます。市民の自主的な社会教育の活動を支え発展させるために、職員と市民が相互に協力して、ともに育ち合う環境づくりを図ります。

3 体系図



4 基本となる施策

目標 1 子どもを地域で育てる



1-1 地域での子育て支援

子どもたちのすこやかな成長と、子育て中の親たちを支えるのは地域の役割です。子育てをめぐる悩みや不安の原因は多種多様で、配慮を必要とする家庭も増加する中で、きめ細やかな支援が必要とされています。

調布市では「調布市子ども条例」に基づき、「調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）」を策定し、相談体制や情報提供、子育て家庭同士の交流や学習の場の充実を図ってきました。

各公民館における子育て支援のための家庭教育事業の実施や、家庭教育に関する情報提供のための社会教育情報紙「コラボ」の発行の事業などを中心に、子ども関連部署とも連携しながら子育て支援に取り組んでいきます。

また、子どもの読書活動の推進を通して子どもたちの豊かな心の育成に取り組みます。

事業	概要	担当	教育 プラン
社会教育情報紙 「コラボ」の発行	家庭教育及び青少年教育に関して興味・関心を持ち、様々な情報の提供を受けることで知識を増やし、意識の向上を図るため、年3回程度発行する。	社会教育 課	8- 26
子育て支援のための家庭教育事業の実施（地域に根差した公民館活動の推進）	子育て中の保護者に対して、子どもへの虐待や育児放棄にもつながる養育不安・しつけ等の悩みをひとりで抱え込まないよう、学びの場や情報を提供することで、子育て家庭の支援を行い、地域で子どもを守る取組につなげていく。 (地域に根差した公民館活動の基本的な考え方P●参照)	公民館	8- 26
子どもの読書活動の推進	子どもが言葉を学び、想像力を養い、幅広い知識を得、社会の中で生きる力を習得する上で欠くことのできない読書の力を身につけるため、子どもの発達段階に応じた資料を提供し、資料と子どもを結びつけるためのおはなし会等の事業を行う。子どもと子どもの本に関心のある大人に対しても、子どもの本に親しむ会など様々な事業を実施する。	図書館	8- 26

●関係する主な個別計画●

調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）（平成27年）・

調布市地域福祉計画（平成30年）・調布市障害者総合計画（平成30年）・

第3次調布市子ども読書活動推進計画（平成31年）

1－2 地域と学校の連携の推進

子どもたちの個性を伸ばし、たくましく生きる力を育てるには地域の力が不可欠です。地域コミュニティが学校と連携し、家庭と協力して、地域一体となって子どもを育てていくことが大切です。

市立小中学校すべてで実施する「あいさつ運動」をはじめ、PTAが企画する家庭教育セミナーや中学生の職場体験学習、また学校運営協議会制度（未導入の学校は、学校評議員制度や学校関係者評価を活用）の実施など、地域と学校・家庭が情報共有し連携を強めています。同時に、児童虐待防止のため子ども関連部署と連携を図っていきます。

また、地域ぐるみで子どもたちを見守るため、「こどもの家」の充実や通学路の安全確保の推進等、地域とともに子どもたちの安全・安心の確保に取り組んでいきます。

事 業	概 要	担 当	教育 プラン
通学路の安全確保の推進	通学路標示板の更新、通学路マップ作成配付、児童通学見守りによる啓発等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、保護者・地域との連携で通学時の安全対策を図る。 <u>また、登下校時の見守り活動を補完し、通学路の安全対策に資することを目的として、平成27年度から設置をした通学路を撮影する防犯カメラは、今後、維持管理を行っていく。</u>	学務課	6－ 22
要保護児童対策地域協議会との連携	児童虐待防止のため、調布市では要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を設置している。教育委員会もその構成員として、協議会を構成する関係機関と連携・協力し、要保護児童等に対する支援を図る。	指導室	4－ 15
<u>コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入及び推進</u>	<u>調布市教育委員会から任命された学校運営協議会委員が一定の権限をもって、校長の作成した学校運営の基本方針を承認したり、学校運営について校長や教育委員会に意見を述べたり、また、教職員の任用について教育委員会規則</u>	指導室	5－ 16

	<p><u>で定める事項について教育委員会に意見を述べができるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を段階的に導入する（令和7年度までに全市立小・中学校に導入予定）。また、コミュニティ・スクールを導入した学校では、学校運営協議会において、学校で行う自己評価の結果を受けて学校関係者評価を行い、翌年度の学校運営上の課題や解決の方針を示し、教育活動の改善を図る。</u></p>		
学校評議員制度の実施	<p><u>コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入されるまでの間、教育活動、学校評価、学校・家庭・地域との連携などの学校運営に関し、校長の求めに応じて意見を述べ、学校を支援する学校評議員制度を継続して実施する。</u></p>	指導室	5— 16
学校関係者評価の実施	<p><u>コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入されるまでの間、保護者や学校評議員、近隣学校等の教職員等で構成する学校関係者評価委員会が、学校が行う自己評価の結果を評価することにより、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校の現状と課題について学校及び地域が共通理解を深め、学校運営の改善への協力を促進する。</u></p>	指導室	5— 16
家庭教育セミナーの実施	<p>家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため、市内公立小中学校 P T A が企画、実施する家庭教育セミナーに対して、助言や助成などの支援をする。</p>	社会教育 課	8— 26
子どもの家の充実	<p>児童・生徒の登下校時を始めとした安全確保を地域・学校・警察等と協力して推進する。また、市内における不審者情報が増加傾向にあることから、市内事業所 8 団体と覚書をかわし、児童・生徒の安全を守る取組の強化を図る。</p>	社会教育 課	6— 22

1－3 青少年の居場所づくり

将来の調布を担う青少年が、社会の一員として自覚と責任を持ち、安心して自分らしい社会生活を送ることができるような居場所づくりの充実を図ります。

また、青少年同士の幅広い交流を目指して設置された青少年交流館においては、中高生の居場所である青少年ステーション（C A P S）との連携を進め、青少年の自主的な活動への支援に取り組んでいきます。

事 業	概 要	担 当	教育 プラン
次世代育成支援に係る他課関連部局との連携の推進	児童館、学童クラブ、青少年ステーション（C A P S）などの関連部局との連携を図り、青少年健全育成事業の取組を進める。	社会教育 課	8－ 28
青少年交流館の運営	青少年が自由に集まることのできる安全な居場所としての交流スペースを提供することで、青少年同士やサークルの交流を通して、社会性を身に付けた青少年の育成を図る。	社会教育 課	8－ 28
公民館青少年教育事業の推進（ <u>地域に根差した公民館活動</u> の推進）	青少年が自由に公民館を利用し、楽しく安心して学べる事業を実施し、青少年の学習活動支援、仲間づくりなどの場を通して、学校以外で「生きる力」や変化の激しい社会を「生き抜く力」を育むことにつなげていく。（ <u>地域に根差した公民館活動</u> の基本的な考え方はP●●参照）	公民館	8－ 28

●関係する主な個別計画●

調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）（平成27年）

1－4 青少年リーダーの育成

身近な地域で活躍できる青少年を育成するためには、多様な体験活動の充実が必要不可欠です。

青少年の興味や関心に応じた活動を支援するための環境づくりを地域や学校と連携して進めています。

青少年の健全育成事業としては、小学生対象のジュニアサブリーダー（J S L）、中学生対象のジュニアリーダー（J L）、高校生対象のシニアリーダー（S L）講習会など、他の自治体にはない3段階のきめ細やかな取組で、地域で活躍できるリーダーの養成に努めています。

一方で、青少年の健全育成の担い手としてレクリエーション指導者の養成を図り、地域の活性化につなげていきます。

事 業	概 要	担 当	教育 プラン
リーダー養成講習会の推進	J S L講習会では、レクリエーションを楽しみながら、リーダーとふれあう。J L・S L講習会では、レクリエーションの楽しさを認識し、地域行事等で指導できるリーダーを目指して活動を継続できるようにする。レク講習会では、団体指導者としてもレクリエーション技術を身に付けることで、地域で活躍できる青少年の育成を図る。	社会教育 課	8－ 27

●関係する主な個別計画●

調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）（平成27年）

目標2 多様な人々の社会参加を図る学び

2-1 障害のある人とともに歩む学び



障害のある人とともに暮らす地域社会の実現に向けて、誰にでも開かれた学習環境を目指します。

杉の木青年教室やのびのびサークル、遊 i n g (ゆーいんぐ) 等の事業を展開し、障害のある人への学習機会を提供するとともに、市民ボランティアの協力を得て、障害のある人を理解する意識啓発の機会を広げていきます。

また、様々な学習活動の場がある中で、障害の有無にかかわらず多様な人々がともに学ぶ環境を整えるため、手話通訳、点訳、音訳事業の充実を目指し、図書館の[利用者支援](#)サービスなどの推進をしていきます。

事 業	概 要	担 当	教育 プラン
杉の木青年教室 事業	特別支援学級を卒業した社会人の青年を対象に、社会において必要とされる知識と教養を習得し、自立性の向上を目指す支援をする。集団行動を学び円滑な人間関係の構築を図る。職場（作業所）と自宅の往復になりがちな生活において、ディスコパーティーのような日常と異なる場を月1回提供することで、生活の中にゆとりと充実をもたらす。	社会教育 課	9— 30
のびのびサークル事業の推進	土曜日に、調布市内に在住する市立小・中学校の特別支援学級在籍者及び都立の特別支援学校在籍者を対象とし、月2回の校外活動やゲームなどの事業を通して、地域活動の促進を図る。	社会教育 課	9— 30
遊 i n g (ゆーいんぐ) 事業の推進	特別支援学級に在籍する児童・生徒が、映画鑑賞、体操教室、調理実習、工作教室などの年10回実施する様々な体験活動に挑戦することで、社会性や他者とのかかわりを学ぶことを目指す。	社会教育 課	9— 30
視覚・聴覚に障害 のある方の学習 参加の支援	紙の資料をそのままでは利用できない方のために点字や 音声にする 、事業の企画にあたっては手話通訳付きで実施できるように配慮するなど、視覚障害者や聴覚障害者の学習参加を支援し、多様な人々がともに学ぶ環境をつくる。	社会教育 課 公民館 図書館	9— 30

<p>図書館利用支援サービスの推進</p>	<p>資料があっても<u>ままでは</u>読むことができない、来館が困難など、図書館を利用したくても利用できない市民に対して、資料を点訳・音訳して<u>提供する</u>、宅配<u>する</u>などにより、誰でも図書館を利用できるように支援する。実施にあたっては多くの市民の協力を得て行い、あわせて、これらの事業に携わる音訳者、点訳者、布の絵本製作者等の養成を行う。</p>	<p>図書館</p>	<p>9— 30</p>
------------------------------	--	------------	------------------

●関係する主な個別計画●

調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）（平成27年）・

調布市障害者総合計画（平成30年）・第3次調布市子ども読書活動推進計画（平成31年）

2－2 国際交流につながる学び

調布市でも外国籍市民の定住化が進み、生活習慣の違いや日本語への対応の困難により、日常生活の様々な場面での配慮や支援が必要不可欠な状況がある中、誰もが多様な文化への理解を深めるのは大切なことです。

「調布市国際交流平和都市宣言」（平成2年）に基づき、多文化共生社会の実現に向け、市内の国際交流関係団体等と連携した国際交流事業を実施・支援しています。

各社会教育施設で実施している国際理解講座などでは、様々な国の歴史や文化を紹介することで、地域においても国際理解が進み、さらには外国籍市民との交流・共生を深め、市民同士のネットワークにつなげていきたいと考えています。

事 業	概 要	担 当	教育 プラン
<p>公民館国際理解講座の実施（<u>地域に根差した公民館活動</u>の推進）</p>	<p>常に変化する国際社会や、他国の人々の生活文化、歴史等を理解する学習の機会を提供し、外国籍の人との交流・共生を深める取組につなげていく。（<u>地域に根差した公民館活動</u>の基本的な考え方はP●●参照）</p>	<p>公民館</p>	<p>9— 31</p>
<p>公民館成人教育事業の実施（<u>地域に根差した公民館活動</u>の推進）</p>	<p>市民がそれぞれに必要なテーマを生涯を通して学習ができるよう学習の機会を提供し、学びを活かす取組につなげていく。（<u>地域に根差した公民館活動</u>の基本的な考え方はP●●参照）</p>	<p>公民館</p>	<p>9— 31</p>

2－3 差別や偏見のない社会をつくる学び

調布市では、市民一人一人が、相互の理解と交流を深める中で、人権が尊重され平和に暮らすことができる共生のまちづくりを進めています。すべての市民が、命の重さを深く自覚し、互いを思いやる心や、規範意識を高めていくことが求められています。そのために、地域と学校・家庭の連携のもと、いじめ、偏見、差別や虐待をしない、させない人間を育成する教育を推進します。

子どものいじめ問題が深刻さを増している中、平成17年に「調布市子ども条例」を制定し、平成19年には「いじめや虐待のないまち宣言」を行いました。子どもたちや地域の大人たちが人権の大切さについて理解を深め、豊かな人権感覚を養うため、人権教育・啓発事業を進めています。

事 業	概 要	担 当	教育 プラン
<u>人権教育の推進</u>	人権教育推進委員会において、調布市の人権課題に基づいた授業研究の公開や啓発資料の作成等を通して、教職員の人権意識を高め、児童・生徒への指導に生かす。また、人権教育全体計画や年間指導計画に基づいた指導を推進することでねらいを明確化し、効果的な人権意識の啓発・高揚を図る。 <u>更に、多様性を認め合う（障害、国籍、LGBT 等）、共生社会の実現に向けた、心のバリアフリー教育の推進を図る。</u>	指導室	1－2
<u>情報モラル教育の推進</u>	<u>1人1台端末環境の実現といった GIGA スクール構想の推進により、児童・生徒がインターネットを利用する機会が増えることから、SNS によるいじめ等のトラブルや犯罪の未然防止を図るために、保護者も含め、児童・生徒に対してインターネットの適正利用に関する啓発を行うなど、情報モラル教育の一層の充実を図ります。</u>	指導室	1－7
<u>道徳教育への取組</u>	道徳教育全体計画と年間指導計画に基づき、道徳授業の充実を図るとともに、全校での道徳授業地区公開講座を開催することで、保護者・地域へも道徳教育の重要性を広め、道徳性にかかわる意識の啓発を図る。	指導室	1－4
<u>子育て支援のための家庭教育事業の実施（地域に）</u>	子育て中の保護者に対して、子どもへの虐待や育児放棄にもつながる養育不安・しつけ等の悩みをひとりで抱え込まないよう、学びの場や情報を提供することで、子育て家庭	公民館	9－31

<u>根差した公民館活動の推進) (再掲)</u> P 7	の支援を行い、地域で子どもを守る取組につなげていく。 (<u>地域に根差した公民館活動</u> の基本的な考え方はP●●参照)		
<u>公民館成人教育事業の実施(地域に根差した公民館活動の推進)</u> (再掲) P 13	<u>市民がそれぞれに必要なテーマを生涯を通して学習ができるように学習の機会を提供し、学びを活かす取組につなげていく。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP●●参照)</u>	9— 公民館	31

●関係する主な個別計画●

調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）（平成27年）

目標3 学びを通じたまちづくり



3-1 地域でともに学ぶ機会の提供

子どもから大人まで地域課題の調査、発見、解決を目指した多様なテーマの学習を通して、人と人とのつながりを築き、学習の成果を地域に還元できるような活動を進めます。また、その活動に参加するきっかけづくりに努めます。

平成25年に開催する国民体育大会を契機として地域で活動している団体の振興に努めるほか、社会教育施設を中心とした講座や読書会、ボランティア活動など、市民の自主的な学習活動を中心に、地域ぐるみの活動の推進・支援に取り組みます。

事業	概要	担当	教育プラン
スポーツ振興課と連携した市民スポーツ・レクリエーションの活動の支援	市民のスポーツ・レクリエーション事業、活動に関する協議、情報提供を行うため、社会教育課ではスポーツ振興課と定期的な連絡会を設置している。これを充実させることにより、市長部局のスポーツ振興課と教育委員会との連携を深めていく。特に、国体に向けた取組を視野に入れた、市民スポーツ振興の向上等につなげていく。	社会教育課	
公民館国際理解講座の実施（ <u>地域に根差した公民館活動の推進</u> ） (再掲) P13	常に変化する国際社会や、他国の人々の生活文化、歴史などを理解する学習の機会を提供し、外国籍の人との交流・共生を深める取組につなげていく。（ <u>地域に根差した公民館活動の推進</u> の基本的な考え方はP●●参照）	公民館	9-31
公民館成人教育事業の実施（ <u>地域に根差した公民館活動の推進</u> ） (再掲) P13	市民がそれぞれに必要なテーマを生涯を通して学習ができるように学習の機会を提供し、学びを活かす取組につなげていく。（ <u>地域に根差した公民館活動の推進</u> の基本的な考え方はP●●参照）	公民館	9-31
<u>公民館高齢者教育事業の実施（地域に根差した公民館活動の推進）</u>	<u>高齢者が抱える悩みや不安の解消、健康、生きがいづくりなど、テーマ性と連續性を含んだ学習の機会を提供し、高齢期の豊かな生活を支援する。（地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP●●参照）</u>	公民館	9-31

読書会、講座、講演会の実施及び支援	読書会や講座、講演会を主催し、また開催を支援することにより、市民の学習を支援する。	図書館	9—32
-------------------	---	-----	------

●関係する主な個別計画●

調布市環境基本計画（平成28年）

調布市地域福祉計画（平成30年）・第7期調布市高齢者総合計画（平成30年）

3－2 郷土の歴史・文化を学習する活動の推進

郷土の歴史・文化に触れることで知的好奇心が満たされ、歴史資料や文化に出会った感動が、身近な地域を再認識するきっかけとなり、郷土に愛着と誇りを感じができるよう、資料の収集、保存、調査・研究、展示・普及の取組を進めていきます。

とりわけ、国指定史跡である下布田遺跡及び深大寺城跡、国登録有形文化財である真木家住宅や旧武者小路実篤邸など、調布市を特徴づける貴重な文化財などについては、それらを活用した市民の主体的な学びや活動が、より一層発展するよう取組を進めます。

事 業	概 要	担 当	教育 プラン
<u>郷土の歴史・文化を核とした博物館事業の推進</u>	<u>郷土の歴史・文化について調査・研究し、その成果を展示公開するとともに、講座・講演会、見学会等の事業を実施することで、地域ゆかりの歴史や文化に触れる機会を提供する。</u>	郷土博物館	10—34
<u>学校教育との連携事業の推進</u>	<u>学校教育の学習内容に即した展示・教育普及事業を実施する中で、郷土の歴史・文化に触れる機会を創出する。また、新たに調布市に赴任した小中学校教師の授業支援につながるよう初任者研修や課題別研修の受け入れを行う。</u>	郷土博物館	10—34
<u>文化財の保存・活用</u>	<u>調布市文化財保護審議会の答申審議に基づく文化財の保存・活用の取組を基盤に、東京都教育委員会主催の東京文化財ウィークへの参画により、市内に所在する指定文化財の公開機会の拡大や見学会、講演会等を実施するほか、広報誌やSNSを活用した情報発信を行う。</u>	郷土博物館	10—33
<u>郷土芸能の保存・継承</u>	<u>市内に残る郷土芸能を保存し、次世代へと継承していくため、後継者育成を支援する。また、市指定無形民俗文化財である「調布の祭ばやし」の保存と継承を地域文化の向上や市民の郷土愛の醸成に寄与できるよう、「調布市郷土芸能祭りばやし保存大会」を実施する。</u>	郷土博物館	10—33

<u>国史跡下布田遺跡や深大寺地域の文化遺産の保存・活用</u>	<u>国史跡の公有化, 国史跡下布田遺跡の整備・普及啓発を推進する。また, 国史跡深大寺城跡をはじめ, 市内でも文化遺産の集中している深大寺地区を中心に, 文化遺産を活用した市内の回遊性の向上, 多様な主体との連携, 協力による文化・観光と連動した地域活性化に取り組む。</u>	郷土博物館	10-34
<u>国登録有形文化財真木家住宅の保存・活用</u>	<u>国登録有形文化財真木家住宅と隣接する公園との一体的な有効活用に関する検討を行いながら, 保存・活用に向けた取組を推進する。</u>	郷土博物館	10-33
<u>武者小路実篤を中心とした特色ある事業の展開</u>	<u>武者小路実篤, 白樺, 新しき村を中心として, 多様なジャンルにわたる収蔵品をもとに, 実篤の幅広い活動や魅力を紹介し, 特色ある展示・普及事業を展開する。また, 博学連携事業を積極的に進め, 子どもたちが博物館施設に親しみ, 人間愛・郷土愛を育む取組を実施する。</u>	郷土博物館 (実篤記念館)	10-34

3-3 団体の自主的な活動の支援

市民による自主的な学習活動は、芸術、文化から地域課題に関するものまで多岐にわたります。こうした団体が輪を広げスムーズに学び続けることができるよう支援していきます。

社会教育においては、各団体が学習・実践することで培ってきた成果を団体内で完結するのではなく、地域に広く発信していくような学習機会の場を提供していきます。また団体間の交流やネットワークを形成し、地域課題を共有することによって、各団体で協力し、補い合えるような市民主体のまちづくりを目指します。

事業	概要	担当	教育プラン
社会教育学習グループのサポート	市民の自主的なグループ学習を支援し、公開講座の実施などにより、学習した成果を地域社会に還元し、活動の支援を推進する。	社会教育課	9-29
社会教育団体の育成と支援	<u>社会教育関係登録</u> 団体に対して、 <u>活動経費の助成</u> を行い、市内における社会教育の発展を促す。	社会教育課	9-29
公立学校 P T A 連合会活動への支援	学校教育、社会教育について学校と家庭との連携を図ることを目的に、調布市公立学校 P T A 連合会の広報、体育事業、懇談会、講演会などの活動に対し、補助金を交付することにより、 P T A 活動の促進を図る。	社会教育課	5-16

公民館登録団体の地域参加の検討・充実、組織化への支援 <u>(地域に根差した公民館活動の推進)</u>	公民館登録団体との共催事業を実施したり、登録団体会員を講師やサポーターとして活用したりすることで、地域全体で社会教育活動を支え、地域活性化を図る。 <u>また、公民館の主催事業の参加を契機に派生した学習グループを育成し、公民館登録団体への移行、組織化を支援する。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP●●)</u>	公民館	9－29
--	---	-----	------

3－4 地域のボランティア活動につながる学習支援

調布市が目指す将来像「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」のまちづくりを進めるためには、社会教育の活動を通して助け合い支え合う力を育んでいくことが不可欠です。

学校支援活動をはじめとして、幅広い地域住民等の参画を得ながら「学校を核とした地域づくり」を目指すために、地域学校協働本部における地域協働活動を推進しています。

その中で、これまでの学習成果を還元する場としてボランティア活動が有効なだけではなく、ボランティア活動をすること自体が、多様な人々と関わり合いお互いに育ち合う学習活動となります。また、学習やボランティアの活動によってつくられた市民同士のつながりが、地域の教育力となり、様々な教育活動の新たな展開に結びついていきます。

地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するために、PTAや社会教育施設を活用したボランティアの育成・活動の支援を行います。

事 業	概 要	担 当	教 育 プラン
地域学校協働本部の活用 <u>(地域人材を活用した教育活動の推進)</u>	地域コーディネーターを中心に、保護者や地域住民、企業の学校教育活動への参画を図り、学校と地域が連携・協働して子どもたちに学ぶ機会を与える地域学校協働本部の活用を推進する。	指導室	5－16

●関係する主な個別計画●

調布市地域福祉計画（平成30年）

3－5 学習を通した市民参画の推進

子どもたちが夢を語る機会や、豊富な経験や知識に培われたシニア層の力を地域に還元できるまちづくりを進めていきます。またそれを担う人材の育成に努めていきます。社会教育施設を中心に地域の学習活動の企画や運営、サポートに市民が参加し、意見交換や交流をすることで、地域の活性化、地域人材の活用を図っていきます。

また、平成17年に設置した市民活動支援センターでは、ボランティアやNPO活動などの紹介や、活動場所の提供をはじめ、「市民参画による住みつけたいまちづくり」「未来への希望が持てる社会の実現」を目指して、様々な分野の市民活動を支援していきます。

事業	概要	担当	教育 プラン
成人式の運営	<u>新成人の門出を祝福し、その前途を激励するため、成人式を実施する。また、実行委員会を設置し、幅広い若者世代の参加の機会を設ける。</u>	社会教育 課	—
調布っ子夢会議の推進	青少年に自由で夢のある意見表明の機会を提供し、地域社会の一員として、まちづくりへの参加意識を高めていく。	社会教育 課	8— 28
社会教育委員の設置	社会教育法第15条及び調布市社会教育委員設置条例に基づき、社会教育委員を設置している。社会教育委員は、市の社会教育に関して、調布市教育委員会に助言・答申等を行う。	社会教育 課	—
公民館登録団体の育成と支援 <u>(地域に根差した公民館活動の推進)</u>	調布市公民館利用団体の登録及び援助に関する規則に基づいて、公民館登録団体の活動の育成と支援をし、公民館を学習や成果発表の機会や場として提供することで、地域の活性化と生涯学習の推進につなげる。 <u>(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP●●)</u>	公民館	9— 31
3公民館合同利用団体連絡会の開催及び支援 <u>(地域に根差した公民館活動の推進)</u>	よりよい公民館活動の推進と連携を目的に、3公民館（東部公民館・西部公民館・北部公民館）で活動する団体（利用団体連絡会等）で組織する連絡会において、交流や情報交換などを行うとともに地域に潜在する人材を掘り起こし、この人材を事業に活用することにより地域の活性化を図る。 <u>(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP●●参照)</u>	公民館	9— 31
地域連携事業の推進 <u>(地域に根差した公民館活動の推進)</u>	<u>地域の団体や関係機関等と連携、協力関係を維持向上しながら、地域課題や生活課題を題材にした事業等を実施し、地域交流の活性化に取り組みます。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP●●参照)</u>	公民館	9— 31
国史跡下布田遺	<u>国史跡下布田遺跡整備のコンセプトづくりに市民意見を反</u>	郷土博物	10—

<u>跡市民ワークシ ョップの実施</u>	<u>映させるため、市民ワークショップを実施する。また、開園後は、史跡に关心を持つボランティアや地域住民が、史跡公園を活用した学びや活動に主体的に関われるよう、市民ワークショップを通じた「担い手づくり」の取組を推進する。</u>	館	3 4
---------------------------	--	---	-----

●関係する主な個別計画●

調布市地域福祉計画（平成30年）・第8期調布市高齢者総合計画（令和3年）

目標4 学び合いのネットワークを築く



4-1 市民参加による社会教育施設の運営

グローバル化や情報通信技術の進歩が著しい社会情勢の中にあって、社会教育分野においては、以前から市民参加で実施している各種委員会・審議会・協議会など（以下「審議会等」という。）を有効に活用してきました。

また、各施設における利用者団体連絡会などにおいては、地域住民の意思が反映されるしくみづくりを進めてきました。

今後もワークショップやアンケート調査等、「市民参加プログラム」の趣旨に沿った、様々な市民参加の手法により、その声を聞きながら、社会教育関連の各種審議会等の連携のもと、多岐にわたる学習ニーズに対応していくことを目指していきます。

事業	概要	担当	教育 プラン
公民館運営審議会の運営	社会教育法第29条、調布市公民館条例第17条による設置。館長の諮問により公民館における各種事業、またその企画実施について調査審議し、助言をする。	公民館	一
図書館協議会の運営	図書館法第14条及び調布市立図書館条例第9条により設置しており、図書館の運営について館長の諮問に応じるとともに、図書館活動について館長に対して意見を述べる機関である。年4回開催している。	図書館	一
市民の手によるまちの資料情報館事業の推進	調布市地域情報化事業の一環として、市民の目線で、市民自らが調布に関する事柄を調査、整理し、調布市立図書館のホームページを通じて発信している。	図書館	9-32
<u>郷土博物館機能の在り方や方向の整理</u>	<u>郷土博物館は、昭和30年代の都市化の進展に伴い、従来の生活様式が失われていくことを憂慮する多くの市民の熱意に支えられ、昭和49年に開館した。開館から45年以上経過する中で、今後の郷土博物館機能の在り方や方向を整理するため、市民の視点を取り込んだ郷土博物館の在り方検討会を設置する。</u>	郷土博物館	10-34

4－2 社会教育関連施設の整備と活用

市民の自主的な学習活動を中心とする社会教育の活動を推進するうえで、地域の学びの拠点である社会教育施設の老朽化対策は重要です。

誰もが安全かつ快適な環境で学習活動に取り組むことができるよう、「(仮称) 公共施設マネジメント計画」に基づき、社会教育施設の適切な管理・運営を推進していきます。

社会教育施設だけでなく、学校を含めた教育関連施設について、地域コミュニティの振興のための有効な活用方法を今後検討していきます。

事業	概要	担当	教育 プラン
学校施設の開放による市民のスポーツ・レクリエーション活動の支援	学校施設を開放することにより、市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興、普及を進めながら、地域の連携や心身の健康の増進を図る。	社会教育課	9－ 29
八ヶ岳少年自然の家の管理運営	昭和58年に開設した施設であるため、施設（外構含む）の老朽化が進んでおり、設備系を含む施設全体の改修も視野に入れながら、計画的に維持保全を実施していく。	社会教育課	8－ 28
公民館の施設整備の推進	建設後45年が経過する東部公民館をはじめ、西部公民館や北部公民館においても老朽化が進んでいる。そのため、計画的な施設改修やWi-Fi利用を促進し、安全で良好な施設環境の中で市民の学習活動、地域活動を進める。	公民館	9－ 31
図書館分館の整備の推進	市内に10館ある分館のうち8つの分館は、開館して40年以上を経て、経年劣化が進んでいる。そのため、安全で良好な施設環境を保持できるよう大規模改修も含め維持保全を行う。	図書館	9－ 32
郷土博物館・深大寺水車館の整備	郷土博物館は昭和49年に開館し、45年以上経過する中で、施設の老朽化が顕在化しているため、「(仮称) 公共施設マネジメント計画」に基づいて、計画的な老朽化対策を行う。並行して、年々増加する資料への対応等の機能面での充実、多摩川浸水想定区域からの美術資料等の移転、バリアフリー対応などの施設的な課題のほか、国史跡下布田遺跡の整備に伴うガイダンス施設の整備などを踏まえ、中長期的視点に立った郷土博物館の在り方を検討する。	郷土博物館	10－ 33

	<u>また、深大寺水車館についても、平成4年に開館し、30年以上経過する中で、施設の老朽化が顕在化しているため、「(仮称) 公共施設マネジメント計画」に基づいて計画的に維持保全を行う。</u>		
実篤記念館の整備	<u>市民が安全に安心して快適に利用できる芸術鑑賞施設となるように、老朽化した施設・設備の整備を図る。また、貴重な文化遺産を後世に継承するため、作品・資料等を良好な状態に保つため展示・保存環境の維持・改善に努める。</u>	郷土博物館 (実篤記念館)	10-33
実篤公園の整備と、実篤記念館とのより一体的な事業展開の検討	<u>地域ゆかりの文化遺産である実篤公園の良好な環境の維持に向けた整備とともに、登録有形文化財に指定されている旧実篤邸の保存・活用を図る。また、実篤記念館と実篤公園のより一体的な事業展開を検討する。</u>	郷土博物館 (実篤記念館)	10-33

●関係する主な個別計画●

調布市地域福祉計画（平成30年）

4-3 社会教育関連施設の資料のネットワーク化

市民自らが地域の課題を調査・発見しまちづくりにつなげる学習を支援するため、図書館や博物館などを中心に資料の収集、保存及びデータベース化に努めます。

I C T（Information and Communication Technology＝情報通信技術）を利用した資料のネットワーク化を図ることで、各種資料が市民の社会教育や学習に有効に活用できるような取組を進めていきます。

事 業	概 要	担 当	教育 プラン
図書館資料の収集、整理、保存の推進 (※1)	一般書・児童書・地域資料等、各世代に求められる資料・情報を選定・収集し、利用者が検索しやすい形にデータを整備し、資料に適した装備（コーティング・バーコードの添付等）を行う。書架は、常に利用しやすいように工夫し、充実した内容・新鮮さを保つ。年月を経た資料は、修理・製本・除籍を行い、資料的価値を考慮して保存庫等で保管・維持する。資料には、新聞・雑誌・逐次刊行物・データベース等を含む。	図書館	9-32
図書館の資料提	収集・整理・保存されている図書館資料を、貸出、閲覧、複	図書館	9-

供 (※2)	写などによって利用者に提供する。		3 2
調査活動への支援	資料探索や調査研究の支援を行う。また、調べ方の案内シートの作成などを行い、利用者が求める資料を探索する支援や環境整備を行う。	図書館	9— 3 2
地域資料のデジタル化の推進	調布市の地域資料は調布市以外にはないことから、調布市には地域資料を収集し、保存する責任がある。資料を保全しつつ、利用を図るため、対象資料を精査しながら資料のデジタル化を進める。	図書館	9— 3 2
<u>収蔵資料データベースの整備・公開</u>	<u>地域ゆかりの様々な資料を他の博物館や多様な主体と連携しながら収集、整理、保存し、収蔵資料の調査研究を行いながら、収蔵資料システムへのデータ登録・公開を図る。また、公式Y o u T u b e チャンネルやS N S を活用し情報発信する。</u>	郷土博物館	1 0— 3 3
<u>実篤関連作品・資料の収集、整理・保存、修復の推進</u>	<u>地域ゆかりの貴重な文化遺産である実篤関連の作品・資料を収集、整理・保存、修復し、公開・活用するとともに、後世に伝えていく。</u>	郷土博物館 (実篤記念館)	1 0— 3 3
<u>実篤関連及び収蔵品情報の収集と提供</u>	<u>多岐にわたる実篤関連及び収蔵品の情報を収集し、展示や普及活動の基本資料として活用するとともに、情報を提供する。</u>	郷土博物館 (実篤記念館)	1 0— 3 3
<u>実篤記念館情報提供システムのリニューアルと運用</u>	<u>多岐にわたる実篤記念館収蔵品のデータ整備を図り、情報提供システム(収蔵品データベース、情報閲覧システム、映像視聴システム、ホームページ)をリニューアルし、安定的な維持運用に努める。</u>	郷土博物館 (実篤記念館)	1 0— 3 3
<u>実篤記念館のデジタル資料を活用したICT教育との連携</u>	<u>実篤記念館のデジタル資料を活用したICT教育との連携を図り、「個別最適な学び」「協働的な学び」の実践において教材と学習の場を提供する。また、これまで来館が困難だった地域の市内小・中学校にも、ICTを利用して積極的に実篤記念館を活用する機会を提供する。</u>	郷土博物館 (実篤記念館)	1 0— 3 4

●関係する主な個別計画●

調布市地域情報化基本計画（平成16年）

<注>※1 「図書館資料の収集、整理、保存の推進」・※2 「図書館の資料提供」について
上位計画である調布市基本計画においては、「図書館の資料の収集・提供・整理・保存」とし、
事業を一本化して記載してあります。

4－4 学習成果を発表する場づくり

市民が主体的に学び、理解し、そこで得た学習成果は、個人で完結させるものではなく、広く外に向かって発信することで、地域に学習成果を還元していくこともできます。

団体・サークルの活動内容や学習成果を発表し、経験を交流し合うこうした機会は、地域の学び合いの輪を広げていくうえで有効な取組として位置づけ、支援していきます。

事 業	概 要	担 当	教育 プラン
地域文化祭の実施	公民館施設を利用する団体が実行委員会を組織して地域文化祭を企画・運営し、学習成果を発表する場となっている。 また、公民館利用団体相互だけでなく、地域住民との交流を深める場にもなっている。	公民館	9－ 31

4－5 地域人材のネットワークづくり

調布市では人材育成基本方針を定め、市民に信頼され、市民の視点で考える職員の育成を図っています。

こうした中で、地域主体のまちづくりを円滑に進めていくためには、それを支える多様な人材の育成・活用が重要となります。

このため、職員と市民の連携の中で相互に協力しながら、地域で様々な教育活動を行っている団体や社会教育関連施設の職員とのネットワークの構築など、社会教育に関わる人材の在り方についても検討していきます。

事 業	概 要	担 当	教育 プラン
3 公民館合同利用団体連絡会の開催及び支援 <small>(地域に根差した公民館活動)</small>	よりよい公民館活動の推進と連携を目的に、3公民館（東部公民館・西部公民館・北部公民館）で活動する団体（利用団体連絡会等）で組織する連絡会において、交流や情報交換などをを行うとともに地域に潜在する人材を掘り起こし、この人材を事業に活用することにより地域の活性化を図る。（地域	公民館	9－ 31

推進) (再掲) P 1 9	<u>に根差した公民館活動</u> の基本的な考え方はP●●参照)		
<u>地域連携事業の 推進 (地域に根 差した公民館活 動の推進)</u>	<u>地域の団体や関係機関等と連携、協力関係を維持向上しなが ら、地域課題や生活課題を題材にした事業等を実施し、地域 交流の活性化に取り組みます。(地域に根差した公民館活動 の基本的な考え方はP●●参照)</u>	9— 公民館	3 1

※地域に根差した公民館活動の基本的な考え方※

市民の学習意欲に応える事業の実施はもとより、地域の抱える課題や地域の特性を題材にした事業を展開し、地域に根差した公民館活動を繰り広げ、地域交流と活性化を図る。

* 地域に根差した公民館活動はP 7, P 10, P 13, P 14, P 15, P 19, P 23に掲載あり

第3章 計画を推進するために

1 目的

社会教育計画の目的は、次の3点です。

- (1) すべての市民の学びを保障し、調布市基本構想のまちの将来像や、市民がより豊かでうるおいのある生活を送ることを目指すために、社会教育行政が果たす役割と方向性を示すことです。
- (2) 学校・家庭・地域の連携が求められる中で、社会教育が学校教育と連携を強化し、家庭教育を支援することで、地域社会の教育力を醸成することです。
- (3) 社会教育の計画・実施・評価に市民の力を活かし、市民が自主的な社会教育の活動を活発に行える環境づくりに努め、行政と市民がよりよい地域社会の実現に取り組む、育ち合う関係を構築することです。

2 期間

この計画の期間は、平成25（2013）年度を初年度とし、10年間を計画期間とします。

なお、調布市基本構想と調布市教育プランとの整合性を配慮するなど、状況の変化に応じて計画の見直しや修正を行うこととします。

3 範囲と位置づけ

調布市政の長期的プランである「調布市基本構想」及び、「調布市教育プラン」を上位計画とします。

調布市社会教育計画は、調布市教育プランに基づき、教育委員会が所管する社会教育分野を主な対象としていますが、社会教育行政の基本方針を明らかにするには、生涯学習【※1】という広範囲な視点も必要なことから、計画の策定に当たっては、本市の実情を踏まえ、他の行政諸計画との整合性を図るものとします。



【※1】 生涯学習とは

人々が自己の充実や啓発、及び生活の向上のために、必要に応じて各自に適した手段・方法で自発的意思に基づいて、生涯を通して行う学習のことです。（調布市生涯学習振興プラン）

【参考】

調布市基本構想（平成24年6月）から抜粋

第2節 まちの将来像

これまでまちづくりの目標として掲げてきた「みんながつくる・笑顔輝くまち調布」を引き継ぎ、発展させていくため、これからも良好なコミュニティの形成を通じて、人と人との思いやりの心でつながり、ぬくもりを感じながらいきいきと安心して住み続けることができるまちを目指します。

また、このまちをふるさととして愛着と誇りを感じながら、地域の特色を生かした魅力と活力のあるまちを目指します。

このため、まちの将来像を「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」とし、みんなで力を合わせて、まちづくりを進めます。

第5節 まちづくりの基本目標

※本計画に特に関連の深い目標を抜粋

2 次代を担う子どもたちを安心して育てるために

子どもを安心して産み、育てられる環境づくりとともに、次代を担うすべての子どもたちが、様々な人や自然、地域社会との関わりを通じて、確かな学力や心豊かな人間性をしっかりと身に付け、のびのびと健やかに成長できるまちを目指します。

4 身近な学びと交流のあるまちをつくるために

一人一人が生涯にわたり、生きがいを持って学び、身近にスポーツを楽しむことができ、笑顔と交流の輪が広がるまちを目指します。

5 地域のつながりの中で、ぬくもりのある暮らしをおくるために

だれもが、地域に根付き開かれたコミュニティの中でつながり、地域の一員として連帯感を持てるようなふれあいとぬくもりのあるまちを目指します。

6 地域資源を生かした活力あるまちをつくるために

調布の歴史、芸術・文化、産業など、地域資源を生かした活力とにぎわいのある豊かなまちを目指します。

調布市教育プラン（平成22年3月）

※教育目標の社会教育部分から抜粋

社会教育では、市民の自己実現を支援し、市民がより豊かでうるおいのある生活を送るこ

とを目指し、

- 市民の要請を的確につかんだ学習の機会や場を提供する
 - 市民のつながりを強めるネットワークを構築する
 - 市民自らの学習の成果を生かすことのできる学習環境づくりを支援する
- などの施策を展開する。

また、学校・家庭・地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携、協力しながら調布の教育を支えていく、という認識に立って、すべての市民が教育に参加することを目指す。

4 調布市における社会教育

社会教育は、学校教育・家庭教育と並び、我が国の教育を支える3つの柱のひとつで、市民の自主的な学習活動を基本に、地域の様々な課題とむすびつきながら、長年にわたり展開されてきました。社会教育とは、「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう」と社会教育法で定義されています（第二条）。また、社会教育行政の役割は「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努め」ることと規定されています（第三条）。

調布市でも、市民の相互的な学習活動が活発にすすめられるために、社会教育行政はその環境づくりにつとめてきました。昭和36年には社会教育委員の会議が発足し、以後、図書館や公民館、郷土博物館や武者小路実篤記念館など社会教育施設を設置してきました。平成17年には市民参加によって「調布市社会教育計画」を策定し、社会教育の振興に取り組んできました。

一方、昭和56年の中央教育審議会において「生涯学習」の理念が登場し、平成2年には「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が制定されました。また、平成18年には教育基本法が改正され、「生涯学習の理念」について「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と定義されました（第三条）。生涯を通じ、自発的意思に基づいて、いつでも、どこでも、だれでも自由に学習機会を選択することができるという生涯学習の考え方は、理論的には社会教育・学校教育・家庭教育だけではなく、無意図的で偶発的な学習も含めたあらゆる学習をさす考え方といえます。

調布市でも、市民の多種多様なニーズに対応するため、生涯学習振興に取り組んできま

した。平成9年には「生涯学習都市づくりをめざして 調布市生涯学習推進計画」を策定、まちづくりの中に生涯学習を位置づけました。

また、平成13年4月には組織改正で生涯学習部門を市長部局に移し、平成15年には「調布市 文化・生涯学習によるまちづくり推進計画」を策定しています。

このように、調布市では、社会教育と生涯学習という2つの考え方から、市民の自主的な学習活動を支援し、環境醸成に努めてきました。これは、他市にはあまり見られない、調布市ならではの特徴といえます。生涯学習という概念が一般化しつつある中、今改めて、生涯学習社会【※2】の構築を目指す上で、社会教育が中心的な役割を担うことが求められています。第6期中央教育審議会生涯学習分科会では、議論の整理（中間とりまとめ）として公表した文章の中で、社会教育行政は、地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層果たしていくことが求められており、「ひらく・つながる・むすぶ」といった機能を様々な領域で発揮することといった「社会教育行政の再構築」が求められるとしています。多種多様な分野における市民の自主的な活動が活発であるという調布市の強みを活かし、市民と行政が、多様な分野で協働する際のつなぎ役として、社会教育が果たす役割が期待されています。

【※2】 生涯学習社会とは

人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会（生涯学習審議会答申　〈平成4年8月〉）

5 計画策定の経緯（前計画の策定経過を踏まえて）

調布市社会教育委員の会議は、平成11年6月30日に「調布市における社会教育行政の在り方について」を教育長に対して答申しました。その答申の中では、『今後の社会教育行政を展望するとき、生涯学習という広範囲な視点からの施策の展開と、社会教育行政のめざす範囲を限定的に捉えて策定を検討するという両面からの視座が必要であろう』と述べ、計画の必要性を示唆しています。

こうした経過を経て、平成13年7月に社会教育法第17条の規定（「社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。一 社会教育に関する諸計画を立案すること。」）に基づき、教育長は調布市における社会教育計画の原案づくりを社会教育委員の会議に諮問しました。

計画の策定に当たって、市民参画を強く意識した方法が取り入れられました。原案づくりに当たっては、社会教育委員と公募委員から成る32人の社会教育計画策定起草委員会が「家庭教育・青少年と社会教育」「高齢者・障害者・外国人と社会教育」「社会教育施設・

事業・市民参加と社会教育」の3つの部会を組織して議論しました。その後は「事業計画」「施設計画」「団体・サークル学習支援計画」「市民による教育ガバナンス推進計画」の4つのワーキンググループに分かれて取り組みました。またその過程では、部会を公開したり、公開学習会を開催したり、関係者・団体・市民を対象に公開ヒアリングを行ったりするなど、計画策定の議論を委員や市民の学びの機会、市民参画をすすめる機会として位置づけて行いました。こうして社会教育委員の会議は平成16年8月に「調布市社会教育計画（案）」について答申し、出された答申について関連部署等との確認作業を経て、平成17年10月に、計画期間を平成24年度までとした「調布市社会教育計画」が策定されました。

前計画は、以下のような計画策定の原則と立場を基本としています。

（1）3つの原則

第1に、社会教育とは、あらゆる場での市民の学びである。

第2に、社会教育行政の役割は、環境の醸成（市民が学び、活動できる場を保障すること）である。

第3に、社会教育の目的は、市民の学習権を地域社会の責任において保障することである。

（2）3つの立場

第1に、社会教育計画は、市民の参画を前提とする。

第2に、社会教育計画の視点は、当事者（市民）に置かれる。

第3に、社会教育計画の基礎は、地域である。

事業計画、施設計画、団体・サークル学習支援計画、職員・市民スタッフ配置計画、市民が地域の教育の主体となるための計画で構成され、約8年間にわたり様々な取組が実施されました。



こうした経緯で策定された社会教育計画が期間の最終年次を迎えたことから、平成24年2月に教育長から「次期社会教育計画の策定について」の諮問を受け、社会教育委員の会議は、「調布市社会教育計画」の見直しを基本とした改定作業に取り組みました。

見直しに当たっては、短期間での改定作業を実現するため、作業部会として「調布市社会教育計画検討部会」を設置するとともに市民参加の精神を受け継いで市民意見の聴取を行いました。

市民意見の聴取方法として

- ・調布市社会教育フォーラム～人と地域を結ぶ学びのまちづくり～
- ・調布市社会教育計画策定のための団体アンケート調査



- ・調布市社会教育計画策定のための団体ヒアリングを実施し、検討を行い、平成24年12月に答申しました。

6 団体アンケート結果から見た現状と課題

前社会教育計画の評価及び計画見直しに当たって市民の意識やニーズを確認するため実施した団体への意識調査結果の概要は以下のとおりです。

<調査目的> 現行社会教育計画の評価および計画見直しにあたっての関連団体のニーズ把握

<調査設計> ①調査地域：調布市全域 ②調査対象：社会教育に関わる各種団体 ③標本数：626 団体
④調査方法：郵送による配票（一部直接配票）・回収、提出のお願い文送付1回
⑤調査期間：平成24年7月17日（火）～8月13日（月）

<調査内容> ①よく利用する施設について ②団体の活動及び調布市の社会教育行政の現状認識について
③職員に求める知識・能力について ④これから地域の課題と社会教育について
⑤まちづくりへの市民参画の現状について ⑥調布市の社会教育全般について

<回収結果> ①発送数：626 ②有効回収数：486 ③有効回答率：77.6%

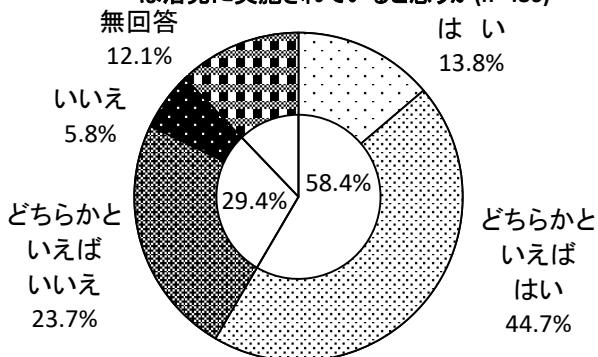
<結果概要の見方について>

- ・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても同様です。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・図表中の「n」は各設問の集計対象者数を表します。

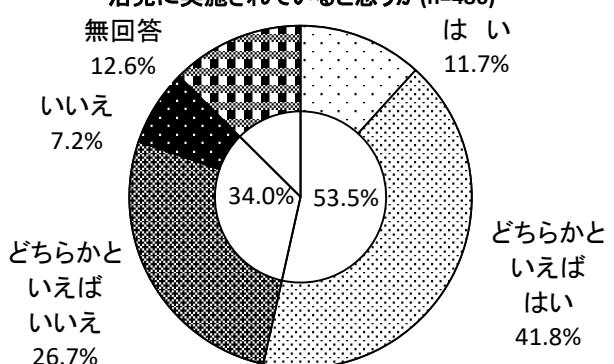
(1) 調布市の取組に対する評価

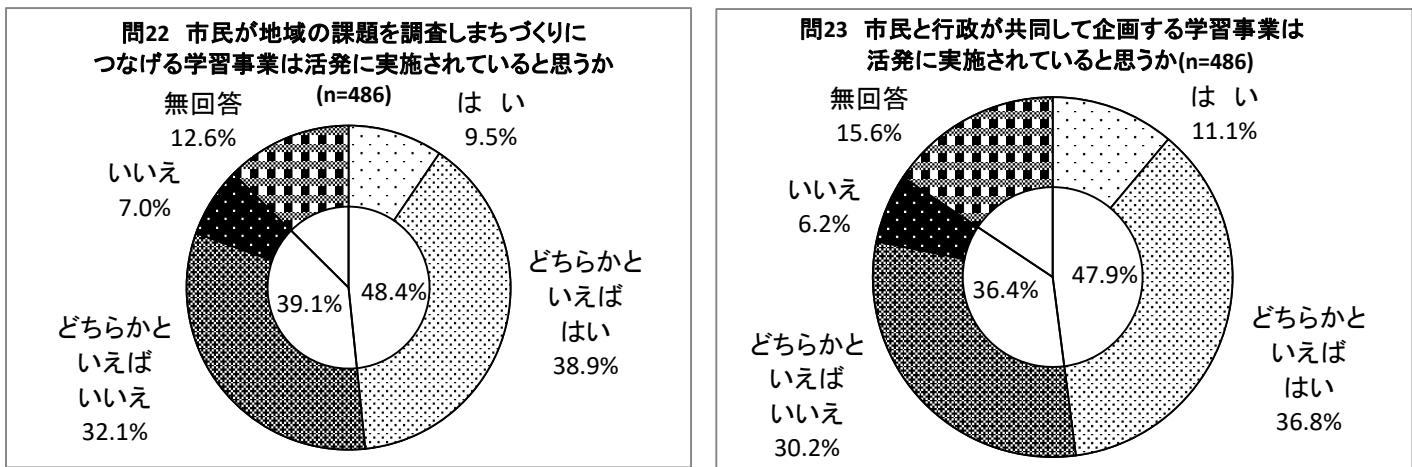
- ・「子どもを地域で育てる学習・交流等の事業」、「社会参加に制約を受ける人の学習事業」は半数以上の団体が活発に実施されていると評価している一方で、活発に実施されていないと評価する団体も3割程度ある
- ・「市民が地域の課題を調査しまちづくりにつなげる事業」、「市民と行政が共同して企画する学習事業」は、活発に実施されているとする団体が半数以下である

問20 子どもを地域で育てる学習・交流等の事業は活発に実施されていると思うか(n=486)



問21 社会参加に制約を受ける人の学習事業は活発に実施されていると思うか(n=486)





(2) 団体が最もよく利用する施設の設備・運営方法の評価、施設職員に求める支援について

- ・設備に関しては、約7割の団体が十分であると答えている
- ・設備が十分でない理由として最も多いのは「室内設備に不足がある・使いにくい」ことであり、次いで「障害者・高齢者の利用しにくい箇所がある」が続く

		問10 利用施設の設備は十分であるか							問11 利用施設の設備が十分でない理由						
		全体	はい	どちらかといえばいいえ	どちらかといえばいいえ	いいえ	不明	無回答	全体	室内設備に不足がある・使いにくい	貸出備品に不足がある・使いにくい	空調設備が不十分	障害者・高齢者の利用しにくい箇所がある	その他	無回答
問9 普段最も良く利用する施設	全体	486	177	153	72	21	3	60	96	29	14	19	27	47	3
	東部公民館	34	20	6	1	2	-	5	3	2	-	-	2	1	-
	西部公民館	32	16	9	5	-	1	1	6	-	1	2	1	5	-
	北部公民館	34	11	14	4	-	-	5	100.0%	66.7%	-	-	66.7%	33.3%	-
	郷土博物館	-	-	-	-	-	-	-	4	1	2	1	-	3	-
	実篤記念館	59	15	22	13	-	-	9	13	5	1	1	3	5	-
	たづくり	100.0%	25.4%	37.3%	22.0%	-	-	15.3%	100.0%	38.5%	7.7%	7.7%	23.1%	38.5%	-
	あくろす	38	18	11	4	1	-	4	5	2	3	-	-	1	1
	図書館	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	地域福祉センター	73	25	25	16	3	1	3	20	6	3	5	10	7	1
問9 普段最も良く利用する施設	市民体育施設	22	3	6	5	3	1	4	100.0%	30.0%	15.0%	25.0%	50.0%	35.0%	5.0%
	児童館	4	1	2	1	-	-	-	9	1	1	3	2	5	1
	学校(小・中学校)	56	22	20	7	5	-	2	100.0%	11.1%	11.1%	33.3%	22.2%	55.6%	11.1%
	その他	106	36	34	11	6	-	19	17	6	1	-	6	9	1
	無回答	27	10	4	5	1	-	7	100.0%	35.3%	5.9%	-	35.3%	52.9%	5.9%
									6	2	-	-	3	3	-
									100.0%	33.3%	-	-	50.0%	50.0%	-

- ・運営方法に関しても、約7割の団体が適していると答えている
- ・運営方法が適していない理由として最も多いのは「予約が取りにくい」ことであり、次いで「使える日にちや曜日が希望と合わない」、「使える時間帯が希望と合わない」と続く

		問12 利用施設の運営方法は適しているか						
		全体	はい	どちらか といえば はい	どちらかといえば いいえ	いいえ	不明	無回答
問9 普段最も良く利用する施設	全体	486	190	161	63	14	2	56
		100.0%	39.1%	33.1%	13.0%	2.9%	0.4%	11.5%
	東部公民館	34	21	6	2	1	-	4
		100.0%	61.8%	17.6%	5.9%	2.9%	-	11.8%
	西部公民館	32	17	12	1	1	-	1
		100.0%	53.1%	37.5%	3.1%	3.1%	-	3.1%
	北部公民館	34	14	7	7	1	-	5
		100.0%	41.2%	20.6%	20.6%	2.9%	-	14.7%
	郷土博物館	-	-	-	-	-	-	-
	実篤記念館	-	-	-	-	-	-	-
	たづくり	59	16	16	17	-	1	10
		100.0%	27.1%	27.1%	28.8%	-	1.7%	16.9%
	あくろす	38	15	12	5	3	1	2
		100.0%	39.5%	31.6%	13.2%	7.9%	2.6%	5.3%
	図書館	1	-	-	-	-	-	1
		100.0%	-	-	-	-	-	100.0%
	地域福祉センター	73	27	37	6	1	-	2
		100.0%	37.0%	50.7%	8.2%	1.4%	-	2.7%
	市民体育施設	23	7	8	4	2	-	2
		100.0%	30.4%	34.8%	17.4%	8.7%	-	8.7%
	児童館	4	2	2	-	-	-	-
		100.0%	50.0%	50.0%	-	-	-	-
	学校(小・中学校)	55	26	20	7	-	-	2
		100.0%	47.3%	36.4%	12.7%	-	-	3.6%
	その他	106	35	36	11	4	-	20
		100.0%	33.0%	34.0%	10.4%	3.8%	-	18.9%
	無回答	27	10	5	3	1	-	8
		100.0%	37.0%	18.5%	11.1%	3.7%	-	29.6%

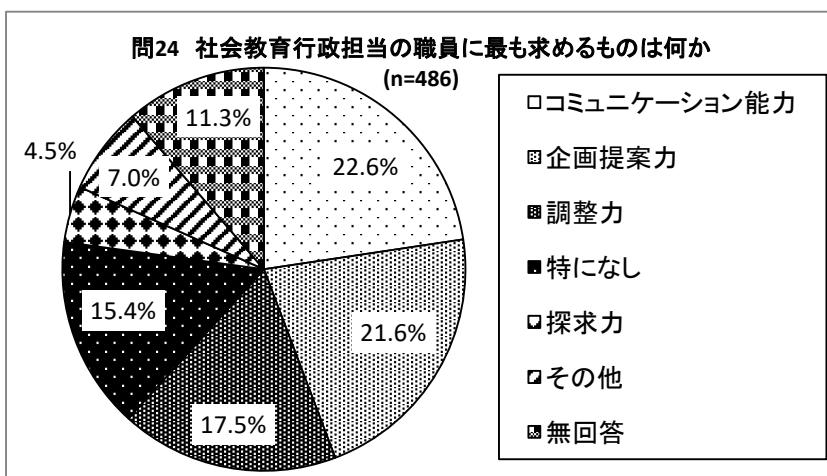
		問13 利用施設の運営方法が適していない理由												
		全体	使える時間帯が希望と合わない	使える日たちや曜日が希望と合わない	利用料金が高い	予約が取りにくい	利用方法がわかりにくい	利用手続きにとても手間がかかる	清掃が不十分	個人情報の取り扱い方法が悪い	災害への備えが不十分	事故・セキュリティへの取り組みが不十分	その他	無回答
問9 普段最も良く利用する施設	全体	79	17	20	10	35	3	14	3	1	7	4	21	3
		100.0%	21.5%	25.3%	12.7%	44.3%	3.8%	17.7%	3.8%	1.3%	8.9%	5.1%	26.6%	3.8%
	東部公民館	3	-	-	-	1	-	3	-	-	1	-	1	-
		100.0%	-	-	-	33.3%	-	100.0%	-	-	33.3%	-	33.3%	-
	西部公民館	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
		100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0%	-	50.0%	-
	北部公民館	8	1	2	-	5	-	1	1	-	1	1	2	1
		100.0%	12.5%	25.0%	-	62.5%	-	12.5%	12.5%	-	12.5%	12.5%	25.0%	12.5%
	郷土博物館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	実篤記念館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	たづくり	18	4	6	2	13	1	2	1	-	1	1	3	1
		100.0%	22.2%	33.3%	11.1%	72.2%	5.6%	11.1%	5.6%	-	5.6%	5.6%	16.7%	5.6%
	あくろす	9	-	1	3	5	-	2	-	-	-	-	3	-
		100.0%	-	11.1%	33.3%	55.6%	-	22.2%	-	-	-	-	33.3%	-
	図書館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域福祉センター	7	3	4	-	3	-	-	-	-	1	-	-	1
		100.0%	42.9%	57.1%	-	42.9%	-	-	-	-	14.3%	-	-	14.3%
	市民体育施設	6	1	1	1	2	-	1	-	-	1	2	2	-
		100.0%	16.7%	16.7%	16.7%	33.3%	-	16.7%	-	-	16.7%	33.3%	33.3%	-
	児童館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	学校(小・中学校)	7	5	5	-	1	1	2	-	-	-	-	1	-
		100.0%	71.4%	71.4%	-	14.3%	14.3%	28.6%	-	-	-	-	14.3%	-
	その他	15	2	1	4	3	1	3	1	-	1	-	6	1
		100.0%	13.3%	6.7%	26.7%	20.0%	6.7%	20.0%	6.7%	-	6.7%	-	40.0%	6.7%
	無回答	4	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	1	-
		100.0%	25.0%	-	25.0%	50.0%	-	-	-	-	-	-	25.0%	-

- 施設職員に求める支援内容として最も多いのは「団体の意見を施設運営や事業計画に反映するための支援」であり、次いで「成果を公開・公表するための支援」と続く。一方、「支援を必要としていない」という団体も17.7%存在する

		問14 職員に求める支援内容							
		全体	専門的な助言	成果を公開・公表するための支援	団体の意見を施設運営や事業計画に反映するための支援	団体の設立や運営のための支援	支援を必要としていない	その他	無回答
問9 普段最も良く利用する施設	全体	486	29	65	90	50	86	61	105
		100.0%	6.0%	13.4%	18.5%	10.3%	17.7%	12.6%	21.6%
	東部公民館	34	—	10	3	5	6	3	7
		100.0%	—	29.4%	8.8%	14.7%	17.6%	8.8%	20.6%
	西部公民館	32	3	6	6	6	6	3	2
		100.0%	9.4%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	9.4%	6.3%
	北部公民館	34	1	10	4	1	7	2	9
		100.0%	2.9%	29.4%	11.8%	2.9%	20.6%	5.9%	26.5%
	郷土博物館	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
	実篤記念館	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
	たづくり	59	3	12	12	4	9	5	14
		100.0%	5.1%	20.3%	20.3%	6.8%	15.3%	8.5%	23.7%
	あくろす	38	5	7	2	5	7	4	8
		100.0%	13.2%	18.4%	5.3%	13.2%	18.4%	10.5%	21.1%
	図書館	1	—	—	—	—	—	—	1
		100.0%	—	—	—	—	—	—	100.0%
	地域福祉センター	73	6	7	14	7	21	12	6
		100.0%	8.2%	9.6%	19.2%	9.6%	28.8%	16.4%	8.2%
	市民体育施設	22	—	1	9	2	4	2	4
		100.0%	—	4.5%	40.9%	9.1%	18.2%	9.1%	18.2%
	児童館	4	—	—	1	2	1	—	—
		100.0%	—	—	25.0%	50.0%	25.0%	—	—
	学校（小・中学校）	56	1	6	19	8	6	7	9
		100.0%	1.8%	10.7%	33.9%	14.3%	10.7%	12.5%	16.1%
	その他	106	9	4	16	7	18	18	34
		100.0%	8.5%	3.8%	15.1%	6.6%	17.0%	17.0%	32.1%
	無回答	27	1	2	4	3	1	5	11
		100.0%	3.7%	7.4%	14.8%	11.1%	3.7%	18.5%	40.7%

(3) 社会教育行政担当職員に求める資質・能力について

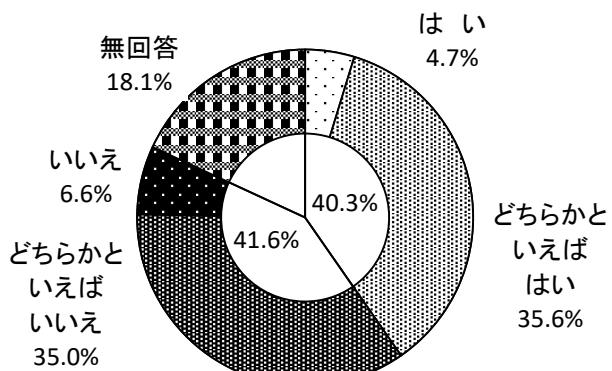
- 社会教育行政担当職員に最も求める能力は「コミュニケーション能力」であり、次いで「企画提案力」、「調整力」と続く



(4) まちづくりへの市民参画の仕組みの整備について

- 市民参画の仕組みが整備されていると答えた団体は40.3%で、整備されていないと答えた団体（41.6%）より少ない

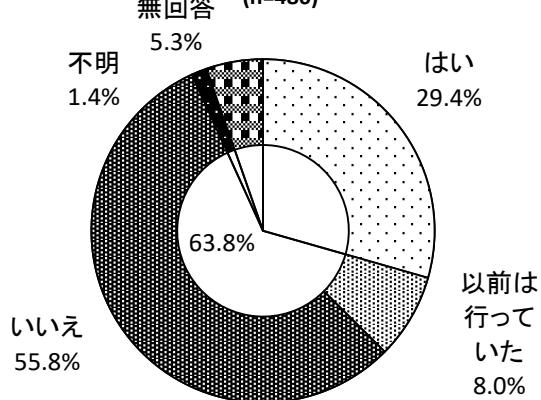
問32 まちづくりへの参画するための仕組みが整備されていると思うか(n=486)



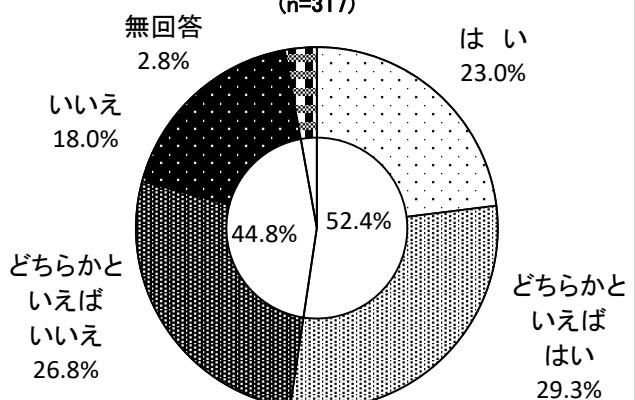
(5) 学校教育との連携・協力について

- 現在、学校教育と連携・協力した活動を実施している団体は 29.4 %である
- 連携・協力した活動を実施していない団体のうち、今後連携・協力を考えている団体は 52.4 %である

問26 学校教育と連携・協力した活動を行っているか
(n=486)

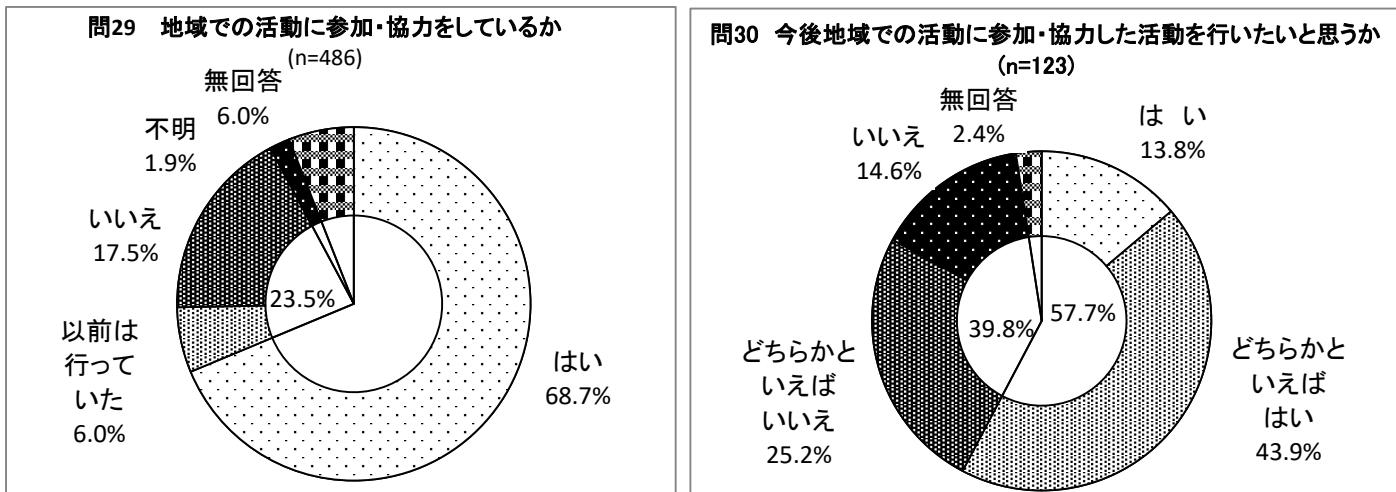


問27 今後学校教育と連携・協力した活動を行いたいと思うか
(n=317)



(6) 地域での活動への参加・協力について

- 現在、地域での活動に参加・協力している団体は 68.7 %である
- 地域での活動に参加・協力していない団体のうち、今後、参加・協力を考えている団体は 57.7 %である



7 計画策定の方法

本計画は、過程を重視し、市民参画によって原案を策定した前計画を基本として、より現代的な状況への対応や他関連計画とのつながりを意識し、見直し作業を行いました。

この作業に当たっては、市民参画による社会教育計画の精神を受け継ぎ、以下に掲げる様々な手法で、市民や社会教育に取り組む多種多様な団体等の意見を取り入れながら、教育委員会から諮問を受けた社会教育委員及び学識者を中心に、社会教育委員の会議（作業部会として「調布市社会教育計画素案検討部会」を設置）にて検討を重ねました。

(1)調布市社会教育フォーラムの開催

社会教育計画の改定に向け、市民の前計画に対する評価及び成果と課題を確認し、次期計画にむけた市民ニーズの把握を目的として、平成24年6月に「人と地域を結ぶ学びのまちづくり」をテーマとした社会教育フォーラム（以下「フォーラム」という。）を開催しました。



4つの分科会（①子どもを地域で育てる学習活動、②社会的参加の制約を受けやすい人々の学習活動、③地域課題に取り組む学習活動、④市民と行政の共同を目指す学習活動）に分かれて、総勢79名の参加者により意見交換を行いました。

フォーラムでは、「子育ての悩みや情報を共有する場が必要」「若者を取り巻く厳しい現状から中高生の居場所の必要性が高まっている」「多様な人々の交流を促進するために、社会教育施設や学校施設等を有効活用する」「地域と学校がより深い関係を構築する」「社会教育の振興のため、各施設は積極的に主催事業を発信してほしい」「社会教育の理念と意義を広く啓発するべき」といったような意見が主に出されました。計画策定に当たる社

会教育の振興のため、各施設は積極的に主催事業を発信してほしい」「社会教育の理念と意義を広く啓発するべき」といったような意見が主に出されました。計画策定に当たる社

会教育委員、前計画に関わった市民、多様な社会教育の活動に関わる市民などが互いの活動を聞き合い、関心を共有し、熱心に意見交換しました。

(2) 団体アンケート調査の実施

平成24年7月から8月に「調布市社会教育計画策定のための団体アンケート調査」を実施しました。団体アンケート調査の目的は、①前計画の評価および、②計画見直しに当たっての関連団体のニーズ把握の2点です。

調布市内で活動している社会教育に関わる各種団体を対象とし、626団体に調査票を送付、最終的に486団体から回答を得て、回収率は77.6%でした。

調査結果の概要については、「6 団体アンケート結果から見た現状と課題」の項に記載してあります。



(3) 団体ヒアリング調査の実施

平成24年7月から9月にかけて「調布市社会教育計画策定のための団体ヒアリング調査」を実施しました。団体ヒアリング調査の目的は、①前計画の評価および、②計画見直しに当たっての関連団体の詳細なニーズ把握の2点です。

調布市内で活動している社会教育に関わる各種団体のうち、前計画策定の際（平成16年5月ごろ）にヒアリング調査を実施した団体を中心に、30団体に実施しました。

ヒアリング調査には社会教育委員と行政職員が参加しましたが、こうした直接的な意見交換の機会を持ったことにヒアリング団体から一定の評価を得ました。また、前計画について、内容は素晴らしいが全体として具体性に乏しい、わかりづらい、認知度が低く、PRが足りないという声が聞かれました。前計画の見直しに当たっては、言葉や表現も含めて、市民が分かりやすいもの、実現性のあるものに見直すよう要望されました。

(4) パブリック・コメントの実施

計画素案について、市民からの意見等を幅広く募集するため、市ホームページや主要公共施設にてパブリック・コメントを実施し、意見の把握に努めました。

8 進行管理・評価について

この社会教育計画は、市民参画の理念のもと策定されており、またその推進・実行に当たっても市民と行政がともにしていくものであることを前提として、計画の推進のための進行管理・評価については、調布市教育プランの点検評価の中で行っています。

また、計画を推進していく体制については、教育委員会の社会教育関連部署だけでなく、

市長部局の関連部署とも連携して効率的に進めています。

調布市社会教育委員の会議では、他の社会教育関連の審議会等や、市民とも連携しながら、本計画に関することについて教育委員会への提言等を行っていきます。

～ 社会教育委員から教育長へ答申の様子（平成24年12月）～



資料

1 会議記録

		社会教育委員の会議			素案検討部会		
		名称・回	開催日	時間	回	開催日	時間
平成 24 年	2月	平成 23 年度 第 6 回臨時会	14 日(火)	15 時～			
	3月	平成 23 年度 第 6 回定例会	13 日(火)	15 時～			
	4月	平成 24 年度 第 1 回臨時会	10 日(火)	15 時～	第 1 回	10 日(火)	16 時 30 分～
					第 2 回	24 日(火)	14 時 30 分～
	5月	平成 24 年度 第 1 回定例会	8 日(火)	15 時～	第 3 回	8 日(火)	16 時～
					第 4 回	22 日(火)	15 時 30 分～
					第 5 回	29 日(火)	15 時～
	6月				第 6 回	5 日(火)	15 時～
		平成 24 年度 第 2 回臨時会	12 日(火)	15 時～	第 7 回	12 日(火)	14 時 30 分～
					第 8 回	26 日(火)	15 時 30 分～
	7月				第 9 回	3 日(火)	15 時 30 分～
		平成 24 年度 第 2 回定例会	10 日(火)	15 時～			
					第 10 回	17 日(火)	15 時～
	8月	平成 24 年度 第 3 回臨時会	14 日(火)	15 時～			
	9月				第 11 回	6 日(木)	13 時～
		平成 24 年度 第 3 回定例会	11 日(火)	15 時～			
					第 12 回	25 日(火)	14 時～
	10月				第 13 回	2 日(火)	14 時 30 分～
		平成 24 年度 第 4 回臨時会	9 日(火)	15 時～	第 14 回	9 日(火)	16 時～
					第 15 回	16 日(火)	14 時～
					第 16 回	23 日(火)	14 時～
					第 17 回	30 日(火)	14 時～
	11月				第 18 回	6 日(火)	14 時～
			13 日(火)	15 時～			
					第 19 回	20 日(火)	14 時～
					第 20 回	27 日(火)	14 時～
	12月				第 21 回	4 日(火)	14 時～
		平成 24 年度 第 5 回臨時会	11 日(火)	15 時～	第 22 回	11 日(火)	14 時～
平成 25 年	1月	平成 24 年度 第 5 回定例会	22 日(火)	15 時～			
	3月	平成 24 年度 第 6 回定例会	12 日(火)	15 時～			

2 ヒアリング調査記録

実施日：平成24年7月27日（金）～平成24年9月1日（土）

合計団体数：30団体

<団体名> 50音順
アカデミー愛とぴあ
学習グループサポート情報交換会
郷土博物館
新日本婦人の会調布市支部
西部公民館利用サークル連絡会
多摩女性学研究会
ちようふ子育てネットワーク「ちょこネット」
調布市学童連絡協議会
調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会役員会
調布市公民館運営審議会
調布市公民館・文化会館たづくり利用者会議
調布市公立学校 PTA 連合会役員会
調布市子ども家庭支援センターすこやか運営協議会
調布市障害者団体連合会
調布市心身障害児(者)親の会
調布市スポーツ推進委員会役員会
調布市地域情報化コンソーシアム「CLIC」
調布市福祉作業所等連絡会
調布市文化協会
調布市保育園父母の会連絡協議会
調布市立学校学校開放運営委員会
調布市老人クラブ連合会理事会
調布日本語ボランティアの会
調布わいわいサロン
調和 SHC 俱楽部
電気通信大学ボランティア推進部
東部公民館利用者団体連絡会
北部公民館利用者団体連絡会
武者小路実篤記念館運営事業団
わりばしリサイクルグループ「くるりん」

3 社会教育委員名簿

(敬称略・50音順 ◎議長 ○副議長)

氏 名	就任・退任日	備 考
石井 良一	平成23年 7月 1日 就任	有識者
石川 和之	平成23年 7月 1日 就任	団体推薦 (調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会)
◎岡田 登	平成15年 7月 1日 就任	有識者
菊池 弘子	平成21年 7月 1日 就任	有識者
○篠崎 光正	平成19年 7月 1日 就任	学識経験者(桐朋学園芸術短期大学講師)
進藤 美左	平成19年 7月 1日 就任	有識者
鈴木 祐介	平成24年 4月10日 就任	団体推薦(調布市公立小学校長会)
宮下 孝広	平成13年 7月 1日 就任	学識経験者(白百合女子大学教授)
安本 登喜子	平成24年 7月 1日 就任	団体推薦(調布市公立学校PTA連合会)
矢幡 秀治	平成21年 7月 1日 就任	団体推薦(調布市体育協会)
川島 隆宏	平成24年 3月31日 退任	団体推薦(調布市公立小学校長会)
松澤 和昌	平成24年 5月31日 退任	団体推薦(調布市公立学校PTA連合会)

アドバイザー:倉持 伸江 (東京学芸大学教育学部講師)

4 社会教育施設一覧

◆公民館

名称	所在地	電話
東部公民館	若葉町 1-29-21	03-3309-4505
西部公民館	上石原 3-21-6	042-484-2531
北部公民館	柴崎 2-5-18	042-488-2698

◆図書館

名称	所在地	電話
中央図書館	小島町 2-33-1	042-441-6181
国領分館	国領町 3-12-1	042-484-2000
調和分館	西つつじヶ丘 4-22-6	042-485-2000
深大寺分館	深大寺北町 5-17-3	042-485-3350
神代分館	西つつじヶ丘 1-40-5	042-485-0054
宮の下分館	上石原 3-34-10	042-486-5798
緑ヶ丘分館	緑ヶ丘 2-25	03-3300-7672
富士見分館	富士見町 2-3-26	042-481-7664
若葉分館	若葉町 3-16-13	03-3309-3411
染地分館	染地 3-3-1	042-488-8393
佐須分館	佐須町 4-42-2	042-485-1306

◆郷土博物館

名称	所在地	電話
郷土博物館	小島町 3-26-2	042-481-7656
郷土博物館分室	布田 6-61	042-481-7651

◆武者小路実篤記念館

名称	所在地	電話
武者小路実篤記念館	若葉町 1-8-30	03-3326-0648

◆ハケ岳少年自然の家

名称	所在地	電話
ハケ岳少年自然の家	山梨県北杜市高根町清里 3545-1	0551-48-2014

◆青少年交流館

名称	所在地	電話
青少年交流館	飛田給 1-52-1	042-481-1115

登録番号 (刊行物番号)
2022-●●●

調布市社会教育計画
(令和4年度～令和●●年度)

発行日 令和5年3月

編集・発行 調布市教育委員会教育部社会教育課

〒182-0026 調布市小島町2-36-1

TEL: 042-481-7488 FAX: 042-481-7739

E-mail: syakaiky@w2.city.chofu.tokyo.jp

URL: <http://www.city.chofu.tokyo.jp/>

印 刷 庁内印刷